

平城宮跡資料館 平成28年度 秋期特別展

地下の正倉院展

式部省木簡の世界
-役人の勤務評価と昇進-

あさひ

平城宮跡最大の発掘調査成果ともいえる木簡の実物を、広く皆様にご覧いただこうと始めた「地下の正倉院展」も、お蔵さまで今年で

一〇回めの節目を迎えることができました。今回は、一九六六年に平城宮跡東南隅で南面大垣の内側の東西溝から見つかった木簡群を

中心とする展示を企画いたしました。この南面大壇は、復原された姿を近鉄線から間近にご覧いただけますので、きっと皆様にも興味の深い場所ではないでしょうか。

本簡の内容は、式部省でおこなわれた役人の勤務評価の際に用いられた特徴的な木簡の刷刷が主体で、平城宮跡で初めて一度に一万点を超える発見となった木簡群です。当時の政治の中核であった平城宮跡ならではの木簡といえます。

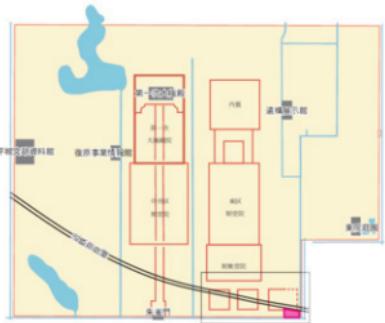
昨年の造酒司に続き、一つの役所の本簡の内容を深く掘り下げた展示となります。役人の勤務評価の本簡は、削って再利用できるという本の特性を最大限活かした使い方をしています。初めての出陣となる珍しい本簡も展示いたしますので、本簡そのものについてもご理解を深めていただけるものと思います。本展覧会を通して、出世をめざして頼命に働く平城宮の下級役人たちの世界に思いを馳せていただけましたら幸いです。

最後になりましたが、今年もご後援をいたさました各機関の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

二〇一六年一〇月

独立行政法人 国立文化財機構
奈良文化財研究所長 松村 恵司

平城宮跡の現況と今回展示する木簡の出土地（赤色部分）



同上詳細図（上図黒枠部分拡大）

5. 本特別展は、国内外にあつては、多くの諸機関のところへ後援を得た。記して謝意を表す。

文化庁、内閣府、近畿日本鉄道株式会社、奈良県教育委員会、奈良市教育委員会、

読売新聞社、近畿日本鉄道支社、地方整備局、国際扶輪連盟、鳥居史公園事務所、奈良県教育委員会、

木蘭学会、

2. 木蘭の保存に万全を期すため、販賣中の「通商」と「通商」と二つの展示替えをおこなう。

3. 木蘭の販賣は原寸の75%に縮小して掲載することを原則としたが、一部異なるものがあり、その場合

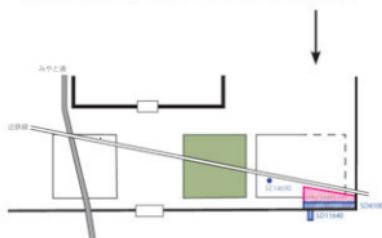
は縮尺を記した。(日本のみ原寸、支那は「75%」)。アラビア数字は本特別展における通し番号を示す。

4. 本書特別展は、馬場正巳、中田一郎、山田ゆか、藤原一、田中忠美が協力した。木蘭の販賣は馬場正巳、

山本景、桑田訓也、山川博洋、井上幸一、佐藤義、展示企画室 加藤真一、田中忠美が協力した。木蘭の販賣は馬場正巳、

室廣潤智子、福永冠知が補助した。

5. 本特別展は、国内外にあつては、多くの諸機関のところへ後援を得た。記して謝意を表す。



プロローグ 式部省木簡 一三〇〇〇点の発見

平城宮跡で最初の木簡が見つかってから五
年後の、一九六六年のこと。場所は、宮東南
隅と考えられている地域（東張り出し部の存
在の確認はまだ得られないなかった）。調査
は、東西大垣跡の里道に沿って、その北側で
東西五〇mあまりにわたっておこなわれた。
その結果、大垣の北を東西に流れる溝が見つ
かった。今回展示する木簡は、この東西溝 S
D四一〇〇から出土した一群を中心とする。

東西溝SD四一〇〇の木簡の特徴は、まず
第一にその点数が一二〇〇〇点と龐大である
こと。一九六一年の平城宮跡最初の木簡の發
見となつたゴミ穴SK二九の木簡は約四〇
点、その二年後の内裏北外郭のゴミ穴SK
八二〇から見つかった木簡は一八〇〇点余り
で、点数は一気に四桁へと飛躍したが、五桁
に及ぶ発見はこの東西溝 SD四一〇〇出土木
簡が最初だった。

二つ目の特徴は、一三〇〇〇点の大半が
削つて再利用できることにある。東西溝 SD
四一〇〇の木簡は、削肩の割合が実に九五%
に及び、削肩ではない、表裏の面を残すいわ
ば形のある木簡はごく僅かに過ぎない。

下級役人の勤務評価という一点に收敛する廣大な量の削肩
を中心とする木簡群。木簡の世界はさらに大きく広がった。



東西溝 SD4100（西から撮影、1966年）



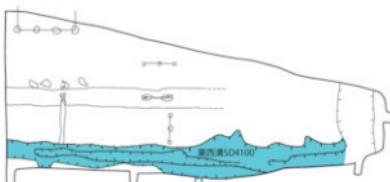
整備後の様子（西から撮影、2016年）

式部省とは？

式部省は、当時の役人の勤務評価、
人事を主に担当する役所である。のち
に律令の通りに文官は式部省、
武官は兵部省で人事を分掌するようにな
るが、奈良時代の初めは式部省が一
手に人事を引き受けていた。その当時
の式部省の長官（卿）はおなじみ長屋
王である。のちに左大臣として政権を
担う長屋王が長官であったことと、式
部省の権限が漸かつたことは無関係
ではないだろう。

式部省の長官職は、のちに藤原氏の
手に移り、式部省は藤原守令、兵部省
は藤原麻呂、といふ、藤原不比等の三男
と四男の兄弟が長官について、対等の
関係が成立する。七三〇年代の天平の
初めのころのことである。

なお、式部省に属する役所には、役
人の養成機関である太学奉公、位階の
みで待定の官職についてない者が勤務
する散役寮の二つがある。



1966年発掘調査検出遺構図

I 勤務評価に使われた木簡

勤務評価に使われた木簡には、側面に孔あなをあける特別な加工がなされている。完形品は少なく特徴的な捨方をされるが、別の用途に再利用されたものも多い。



7 (原寸の 60%)



勤務評価に使われた木簡の完形品と
孔から下部を折ったり切りたりしたもの



木簡の勤務評価の記録を紙の文書に書き写す役人
(絵:早川和子)

勤務評価の事務作業に用いる木簡は、二つの大きな特徴がある。一つは役人一人ひとりの個人コードの体裁をとること、もう一つは側面に左右に貫通する孔があけられていることである。これは事務作業の過程に応じて、階階・官職・評価などさまざまな観点から簡易に並べ直すことができ、かつ紐を通してその順序を固定するための工夫である。

7は完形の勤務評価の木簡。「去上」は昨年の勤務評価を示す。年齢・本貫地（本籍地）の下に今年の出勤日数、「去上」の左に今年の評価が書き込まれるのを待つばかりだったが、記入されることなく廃棄された。2は孔の部分で折つて捨てられた勤務評価の木簡。

このタイプの木筒は厚さが二cmから三cmもあつたとみられる。その側面上部に孔をあけて使い始め、勤務評価が終わると表面を削って再利用する。

何度も再利用して側面の孔が表面に出てきてしまい、勤務評価の事務作業に使えなくなつた木筒は、孔のところで折つて捨てることが多い。

6は最終的に習書に用いて捨てられたもの。16は式部省からの召文(呼び出し状)に

だ使用に耐え得る厚さがある。東西溝SD四一〇の木筒の中には、勤務評価の木筒を別の用途に再利用した例が比較的多く見られる。7のように完全な形で見つかるものがごく僅かなのは、こうした理由によるのかも

しれない。

6は最終的に習書に用いて捨てられたもの。勤務評価の木筒として使つたときの向きをひっくり返し、孔のある方を下にして再利用している場合もある。孔より上部を切断してしまえば勤務評価木筒の痕跡は残らないから、再利用の例はもっと多かつたかもしれない。



6



勤務評価に使われた木筒を別の用途に再利用したもの

II 考選木簡の削肩の世界

東西満SD四一〇〇から出土した木簡は、勤務評価の木簡の削肩が大半を占める。一つひとつの削肩は微細で僅かな内容でも、総合的に分析すれば、勤務評価の際に使われた木簡の原形を復元することができる。

下級役人の勤務評価には二種類のものがある。一つは毎年の評価で、「考課」または「略考」と呼ぶ。常勤か非常勤か、京官か外官かによって四種類に区別されていて、評価の対象となるには、「一定の出勤日数を満たす必要があった。評価もこの区分によって、九段階評価のものと、三段階評価のものとがあった(9頁の表参照)。勤務日数が足りない場合は、その年の評価の対象からは外された。

もう一つの勤務評価は、毎年の評価を一定年数分総合して位階の昇進を決定するもので、「選抜」または略して「選」と呼ぶ。勤務評価を考慮、そのための木簡を考選木簡と呼ぶのは、「考」(考課)と「選」(選叙)の統称というわけである。何年分をまとめるかは、役人の身分によってそれぞれ決まっていて(期間の変更もある)、下級役人の場合は、少なくとも六年は必要だった。六年大過なく勤めて毎年中や中の評価をもらつて初めて、位階が昇進するのである。

当時の位階は、最下位の少初位(下から最も位の正一位)までの三〇階だったが、さらに無位(无位)も実質的に一つの位階として機能

した。このため、無位から勤め始めて三〇年に大過なく過ごしても、無位→少初位→少初位上→少初位下→大初位上→大初位下→従八位下、といふわけで、まだやつと八位に到達できるだけなのである。二階級特進というようなことも必要ではなかつたが、余程の幸運にでも恵まれないと、なかなか昇進は思うに任せない。こうして奈良時代の下級役人は、考課と選叙による厳密な勤務評価によつて管理されていたのである。

勤務評価の木簡の個人カードとしての記載の基本は、官職・位階・姓名・年齢・本貫地(本籍地)である。年齢と本貫地は、姓名の下に左右二行の割り書きにする。その他の記載はいくつかのパターンがあるが、毎年の評価に関する考課の木簡では、前年度の評価と今年の評価、出勤日数などが書き加えられることが多く、数年の評価の積み重ねによる選叙の木簡では、各年の勤務評価の内訳、勤務日数の合計、位階昇進の判定結果やそれに付随する記載などが書かれれる。

次頁からは、多量に見つかった削肩が元の考選木簡のどの部分にあるか、模式的に示してみたい。

勤務評価の木簡はどこから見つかるか?

役人の勤務評価はまず所属する役所の長官が次官がおこなつたから、側面に孔をもつ個人カードの木簡や削肩はどの役所で見つかったてもおかしくない。例えば、貴族の家政も役人を担当したので、長屋主木簡にも考選木簡は含まれる。東西満SD四一〇〇の木簡の多くも、式部省の役人に対する式部省の役所での勤務評価に伴うものである。

一方、各役所の勤務評価は、太政官(東西満SD四一〇〇)の木簡はその一例である。このように式部省木簡には、式部省の役人の考課と選叙、文官全体の考課と選叙の計四種が含まれれる。それらを復元するカギは削肩の分析にある。

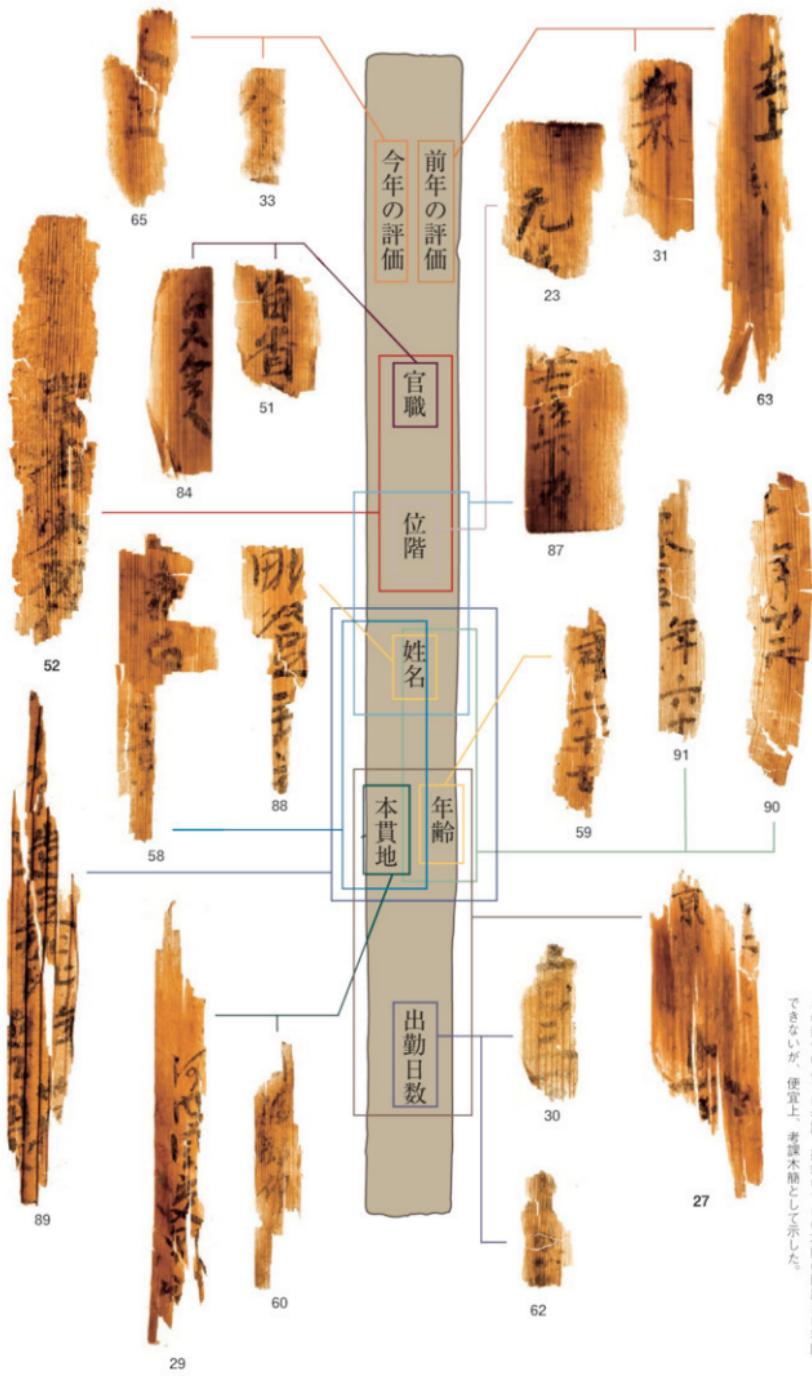


木簡に勤務評価を記録する様子 (絵:早川和子)



文字を削り取り再利用の準備をする様子 (絵:早川和子)

※官職・位階・姓名・年齢・本貫地の五項目は、個人力！ドとしての勤務評価の木簡に共通する記載事項であるため、この部分のみでは考課・選叙いずれの木簡の削減からは判断できないが、便宜上、考課木簡として示した。



一つは、例えば正八位上に昇進する場合、「今正八上」と本簡の上部に「位」を略して追記するもの（選叙木簡 1）で、もう一つは、姓名・年齢・本貫地の記載に続けて、同じ例で示せば「今授正八位上」と書くもの（選叙木簡 2）である。前者は位階昇進の評価の過程、後者は結果を示すことに重点があるといえ、使用する場面が異なるのである。

このほか通算上⁽³⁾数（出勤日数）や、その間の考の内訳が書かれた削刷がある。例えば六年分の考の通算による場合を模式的に示すと次のようになる。

100

98

金林立
75

金林卒
106

叙位の結果			
官職	位階	姓名	年齢
		本貫地	考の年数
			通算出勤日数
			考の内訳

今從 42	主 34	主 99	上等 101
主 107	主 37	主 69	中等 二下等 71

六考日一千八百卅九
一上等
三中等
二下等

一上等
二下等

「六考」は六年の考の通算の意味で、その間の通算出勤日数が一八三九日であることを示す。勤務日数は「上日」とせず、單に「日」とするのが選叙の木簡の特徴である。「一上等／三中等／二下等」は六年分の評価の内訳

で、六度の評価のうち、上等評価を受けたのが一回、中等評価を受けたのが三回、下等評価を受けたのが二回であることを示す。

なお、選叙の木簡に共通してみられる顯著な特徴として、本貫地の郡名のあとに「人」を付すことが挙げられる。その理由は明確ではないが、考課木簡と選叙木簡を区別する有力な指標の一つになる。

官職	位階	姓名	年齢	本貫地 + 「人」	叙位の結果
			38		
			39		
			71		
			101		
			69		
			99		
			37		
			107		
			34		
			42		
			75		
			106		
			70		

考選の区分

区分名稱	対象者	大宝令制	七〇〇年の改訂(西暦二〇〇年)と同一	考課引取となら ために必要な 年間出勤日数	考選の区分	
					成績(功業)の資格を 認定する用	成績を認定する 場合の年限の標準を
内長上	内侍官(内侍長下等)、中納言官(内侍人)、内侍人(内侍長下等)、中納言官(内侍人)、内侍人(内侍長下等)、中納言官(内侍人)	六考(一六年分)の考	最高等級達成	最高年限	七〇〇年の改訂(西暦二〇〇年)と同一	
内侍番	内侍官(内侍長下等)、中納言官(内侍人)、内侍人(内侍長下等)、中納言官(内侍人)	十三考(一六年分)の考	最高年級達成	最高年限	最高年級達成	
外長上	外侍官(内侍長上等)、中納言官(内侍人)、内侍人(内侍長上等)、中納言官(内侍人)	四考(一四年分)の考	规定上の最高員位	規定上の最高員位	規定上の最高員位	
外侍番	外侍官(内侍長上等)、中納言官(内侍人)、内侍人(内侍長上等)、中納言官(内侍人)	八考(一八年分)の考	二附	二附	考課引取となら ために必要な 年間出勤日数	
内侍番	内侍官(内侍長上等)、中納言官(内侍人)、内侍人(内侍長上等)、中納言官(内侍人)	六考(一六年分)の考	九附	九附	考課引取となら ために必要な 年間出勤日数	
外長上	外侍官(内侍長上等)、中納言官(内侍人)、内侍人(内侍長上等)、中納言官(内侍人)	十考(一十二年分)の考	二附	二附	考課引取となら ために必要な 年間出勤日数	
外侍番	外侍官(内侍長上等)、中納言官(内侍人)、内侍人(内侍長上等)、中納言官(内侍人)	十四考(一十年分)の考	三附	三附	考課引取となら ために必要な 年間出勤日数	
外長上	外侍官(内侍長上等)、中納言官(内侍人)、内侍人(内侍長上等)、中納言官(内侍人)	二十考(八年分)の考	一四〇日	一四〇日	考課引取となら ために必要な 年間出勤日数	
外侍番	外侍官(内侍長上等)、中納言官(内侍人)、内侍人(内侍長上等)、中納言官(内侍人)	二十四考(六年分)の考	一四〇日	一四〇日	考課引取となら ために必要な 年間出勤日数	
内侍番	内侍官(内侍長上等)、中納言官(内侍人)、内侍人(内侍長上等)、中納言官(内侍人)	二十八考(四年分)の考	一四〇日	一四〇日	考課引取となら ために必要な 年間出勤日数	
外長上	外侍官(内侍長上等)、中納言官(内侍人)、内侍人(内侍長上等)、中納言官(内侍人)	三十二考(二年分)の考	一四〇日	一四〇日	考課引取となら ために必要な 年間出勤日数	

特別の叙位



109

77

勅授

46

仲万呂支党除名

76

このほか、特別の昇進が認められる場合があり、勤務評価の本簡にもその旨記された。46・76はその部分の削削とみられる。政争に巻き込まれて役人としての道を絶たれた例もある。77の「仲万呂支党除名」は藤原仲麻呂の乱後の連座が下級役人に及んだことを示す生々しい資料。44・78・109は、「省符」と年紀の組み合わせとみられる削削。同じ日付の削削が複数あり、なんらかの勤務評価の本簡の一部であろう。

いずれにしても、本簡から知られる機械的な勤務評価と昇進判定が通用されたのは六位以下のみである。五位以上の貴族も勤務評価の対象ではあったが階級は「勅授」であつて、天皇の決定に委ねられる形式だった。階級の制による階級のスタート時点の特典だけでなく、その昇進においても五位以上は六位以下と明確に区別されていた。

III 式部省木簡の広がり

東西溝SD四一〇〇から見つかった式部省木簡には、勤務評価だけではなく、式部省のさまざまな仕事に関わる木簡が含まれている。



赤外写真（拡大）



116



128



146

第一は式部省管轄下の役所からの勤務分担（日勤が直、夜勤が宿。あわせて宿直とも呼ぶ）の報告。¹²⁸ 大学寮（役人養成機関で、左京または右京の三条一坊にあったらしい）の員外大属（定員外の第四等官）が担当したことを記す。天平神護元年は七六五年。姓の破斯はペルシャのこと（普通は波斯と書く）。西城から渡来した人の子孫であるうか。第二は純労銭（資錢）の付札。勤務評価の対象となるには一定の出勤日数が必要だったが、五〇〇文（和同開珎五〇〇枚）の銭を納めることでこれに代えることができた。その銭を純労銭と呼ぶ。労働者一人分の日当が一文だから相当の額だが、資力のあるものにはこうした抜け道も許されていた。



119



135



赤外写真



146



147



122 木口 (原寸の200%)



137 木口 (原寸の200%)

棒軸とそれを転用したもの
(左から 122・137・138・123)

116・146はまとまって出土した神龜五年（七二八）の統労銭（賣錢）の付札。裏面の日付の下には、その納入を検査した式部省の担当者名が「勘」として追記されている。第三に、文書の袖の木簡。軸の頭に見出しうの題籠を作り出した簡易な軸の断片が多数見つかっており、勤務評価には紙の文書も多用されたことがわかる。

149は仕えていた主人の死去などにより、職を免じられた資人（従者）の目録の軸か。119・135は上日（出勤日数）管理の帳簿の軸であろう。

式部省木簡には、題籠軸のほかに丁寧に円柱状に加工した棒状の軸が含まれる。これは地方から長文の正式な公文書（戸籍・計帳・正税帳をはじめ、主として帳簿状のもの）を進上する際の軸で、木口にその内容を記す。保管期間が過ぎて不要になった文書を裏紙として再利用し、使い切ったあとに捨てる。122の「肥後国第三益城軍團養老七年兵士歴名帳」は東西溝SD一〇〇から分かれ平城宮南面大垣を横断する南北溝SD一六四〇（後述）の遺物。

123と138は裏面に円弧状のカーブが残つておらず、軸としての加工の痕跡とみられる。不要になつた軸を縱に割いて、平滑面に文字を書いている。



126 (原寸の 70%)



126

126 は筆記できる行数を確保するために、木目と直交する方向に文字を書く、いわゆる横材の木簡。横材の木簡としてはかなり残りのよい方だが、元の幅の半分程度しか残っていないとみられ、意味は断片的にしかわからない。多数の人名のほか、丹波・能登、近江・周防・出雲などの国名が見える。また、白丁・郡司（主帳）などの記載があることからみて、各地に本貫地を残したまま下級役人として都で働く人々の管理に関わる木簡か。



123



156



138

138 は勤務評価の木簡として使つたもので、側面に孔をもつ正式の木簡の下書きのような用途か。は紙に割り裂いたあと、さらによじ端を失らせて付札状にしてある。紐で束ねた資料に差し込むのに適した形状といえよう。



第四は租税の荷札や保管用のラベルの木簡。式部省にもその運営に必要な物品が、民部省・大膳院・大蔵省など租税を保管する役所から分配されてくる。荷札は品物を使い切るまで付いたままのが普通で、式部省からも荷札が見つかる。これは遠江国から納められた雑魚脂（干物）の荷札。国が進上する書式からみると質であろう。

そのほか、156 は中国南朝梁の昭明太子（五〇一～五三一）撰の詩文集「文選」とその卷数を記す木簡。平城宮では「文選卷」と書かれた墨書き土器も見つかっており、下級役人の教養書としても流布していたとみられる。



138

式部省跡の発掘調査



平城宮における式部省の位置



式部省関係墨書き土器



式部省正殿跡
(東から撮影、1992年)

東西溝SD四一〇〇から式部省で使われた多量の木簡が出土したことは、そばに式部省があったことを推定させてくれる。しかし、木簡が見つかったのは役所の敷地内の遺構ではなく、南面大垣の内側を流れる東西溝であるから、廃棄元の特定は容易ではない。常識的に考えると、最有力の候補地は、東西溝の北に隣接する場所であろう。ところが、この敷地からは、木簡出土と同じ発掘調査で、鐵冶工場の跡が見つかっていたため、式部省とするのはためられた。このため、もう一つ北側の役所を想定する案も出された。西側は、壬生門を入れてすぐ内側に位置するためか、ここを候補とする案は出されなかつた。

東西溝SD四一〇〇に考慮木簡を投棄した時期の式部省は、予想外にもその北西の位置にあつたわけである。ただ、この役所は、奈良時代後半の平城遷都（七四五）以後に建てられたこともわかつた。奈良時代前半の式部省の遺構が下層に埋もれてゐるのではないかとすいぶん調査をおこなつたが、明確な前半の役所の遺構は見つからなかつた。



奈良時代後半の式部省と正殿の棟出位置
(矢印で示した箇所が検出された遺構)

式部省の遺構

平城宮の式部省の所住地

奈良時代前半の式部省の位置を考える手がかりとなつたのは、IV章で紹介する東西溝SD四一〇〇の北側にある壬生門と朝集堂院との間に、八棟の礎石建物から構成される格式の高い、宮内道路を挟んで東西対称に配置された同規模の二区画の役所が見つかり、東が式部省、西が兵部省であることが明らかになつた。東西溝SD

四一〇〇に考慮木簡を投棄した時期の式部省は、予想外にもその北西の位置にあつたわけである。ただ、この役所の井戸跡（SE一六四九〇）から出土した木簡、そして東西溝SD四一〇〇から南北に分岐し、南面大垣を横切る南北溝SD一一六四〇から見つかった木簡だった。

IV 木簡にみる式部省の移転と跡地利用

奈良時代前半の式部省に関する二つの木簡群、東西溝SD四一〇〇点に含まれる式部省との関係では理解できない木簡、それらは式部省の移転の様子を浮き彫りにする。

東西溝SD四一〇〇の北側にある役所の井戸跡（SE一四六九〇）から出土した、

四七〇〇点に及ぶ削削を中心とする木簡も勤務評価に関わるもので、時期は養老・神龜年間（七一七—七二九）を主体とする。内容は、

式部省以外のさまざまな役所の役人のものを含む勤務評価の木簡が中心で、文官の人事担当としての式部省独自の業務に直結する資料といえる。

また、東に流れる東西溝SD四一〇〇から南に分歧し、南面大堤を横切るバイパス状の南北溝SD一一六四〇からも、ほぼ同時期の



158



159



160



南北溝を横切る南北溝 SD11640
(南から撮影、1984年)



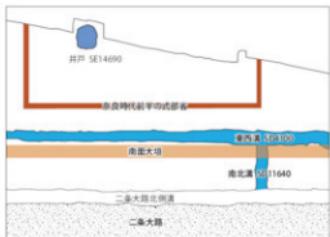
奈良時代前半の式部省の井戸 SE14690
(南から撮影、1991年)

式部省に関わる木簡約一〇〇〇点が見つかった。これら、特に井戸SE一四六九〇の木簡は、奈良時代前半の式部省が、東西溝SD四一〇〇の木簡出土土地北側にあつた勤かぬ証拠となつた。

ここは奈良時代後半の式部省のすぐ東に接する場所である。これらの木簡は、西隣の区画への式部省の移転に伴つて捨てられたものだろ。

169 「小心謹執當幹（了）」は、中央の非常勤の役人（内分番）の三段階評価のうち、上等評価の基準となる考課令の規定の文言。

170 「四中上 善」と記された木簡。171は常勤役人（長上官）の勤務評価木簡の削削。井戸SE一四六九〇出土。「四中上」は六年のうち四年分が九等のうち「中上」だつたことを示す。それ以外の評価だった二年分も列記されていたはずである。この基本評価と、175の削削に見える「善」、及び最という付加評価を統合した上で、位階昇進は決められた。158は多機帳（種子島と屋久島）の役人の勤務評価に関する文書の付札。六年分の資料を括して保管する際に式部省で付けたものだろ。「番」は勤務評価作業の順序を示す。



井戸 SE14690 と南北溝 SD11640 の位置



179



165



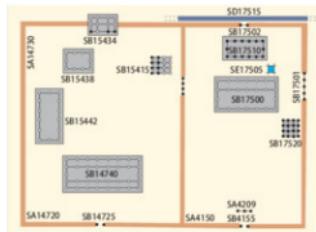
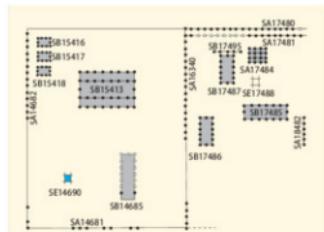
180



181



神祇官関係墨書き土器

直径約1.2mの一木の削り抜き井戸 SE17505
(東から撮影)式部省移転後の跡地（神祇官）の遺構図
(奈良時代後半)式部省の遺構図
(奈良時代前半)

式部省が西隣に移転した跡地には、北を正面とする特異な役所が設けられた。平安宮との対比や、区画内の井戸 SE-一七五〇五から出土した木簡により、神祇官という宮中祭祀と全国の神社行政を担当する役所であることがわかった。量はわずかだが、東西溝SD四一〇〇の木簡として一括されてきたなかにも、神祇官に関わる木簡が含まれている。

SE-一七九は主左（佐）国の籠の荷札、SE-一七一（伊勢國）の伊勢國度会郡の庸本も、神祇官に関わるものであるほか、神祇官に関わる墨書き土器も見つかっている。

東西溝SD四一〇〇からこれら木簡のほか、神祇官に関わる墨書き土器も見つかっている。

東西溝SD四一〇〇からこれら木簡のほか、神祇官に関わる墨書き土器も見つかっている。

SE-一六五は、神祇官を記し、これが神祇官である証拠となつた。

なお、神祇官が移転していく時期は、宝龟年間（七七〇—七八二）とみられる。式部省

の移転は遅くとも七四五五年の平城遷都後まもなくには実現したとみられるから二〇年以上の開きがあるが、これを解くカギは実は東西溝SD四一〇〇の式部省木簡である。しなわち、七六五—七七〇年の式部省木簡がSD四一〇〇に捨てられたのは、神祇官への建て替えに伴つもので、式部省本体の西隣の区画への移転後も、その実務空間は跡地に残つて活動を続けていたと考えられよう。

このように東西溝SD四一〇〇の木簡は、下級役人の勤務評価の実態だけでなく、平城宮東南隅の役所のダイナミックな変遷を解明する資料としても貴重である。



2016年10月15日

編集・発行 独立行政法人 国立文化財機構

奈良文化財研究所

〒630-8577 奈良市佐紀町247-1

<http://www.nabunken.go.jp/>

表紙デザイン 廣瀬 智子

印 刷 能登印刷株式会社